

住宅性能証明等 申請料金

● 各検査申請手数料に下表の対象地域の場合は割増手数料を加算いたします。

※ただし、床面積の合計が 500 m²以内の建築物又は建築基準法第 68 条の 11 に定める

「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物は除きます。

■ 地域別割増料金

地域区分	割増料金	対象地域(愛知県)
A地域	10,000円	田原市、蒲郡市、東栄町、設楽町、豊根村、岡崎市、安城市、幸田町
B地域	15,000円	名古屋市、春日井市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、尾張旭市、東郷町、豊田市、刈谷市、西尾市(佐久島を除く。)、知立市、高浜市、みよし市、碧南市、半田市、大府市、東海市、知多市、東浦町、阿久比町
C地域	20,000円	一宮市、小牧市、稲沢市、江南市、北名古屋市、清洲市、岩倉市、犬山市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、津島市、愛西市、飛島村、蟹江町、大治町、弥富市、常滑市、武豊町、美浜町、南知多町、西尾市(佐久島に限る。)

※ 1. 割増料金は、建設住宅性能評価の検査 1 回毎の額とする。
※ 2. 建築基準法による中間検査、完了検査を同時に行う場合を除く。
※ 3. 消費税含む。

